

# 高齢者虐待防止のための指針

## 1 基本方針

メディカルライナーズ有限会社が運営するメディカルライナーズ訪問看護ステーション、MLケアプランセンター板橋及びMLケアプランセンターとしま（以下「事業所」という。）は、利用者の尊厳の保持及び権利擁護を基本理念とし、虐待のない安全で安心なサービス提供に努めます。

また、老人福祉法、介護保険法、「高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」その他関係法令を遵守し、高齢者虐待の未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応を行うため、本指針を定めます。

## 2 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、高齢者虐待防止法に基づき、次に掲げる行為をいいます。

### （1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。  
また、正当な理由なく身体を拘束し、行動を制限すること。

### （2）介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### （3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、拒絶的な対応、威圧的な言動その他高齢者に著しい心理的苦痛を与える行為を行うこと。

### （4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

### （5）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3 虐待防止のための具体的措置

#### (1) 苦情処理の徹底

事業所は、利用者及びその家族等から寄せられる苦情、相談及び意見を高齢者虐待の兆候を把握する重要な機会と捉え、真摯かつ適切に対応します。

苦情等については速やかに事実確認を行い、必要な改善措置を講じるとともに、その内容を職員間で共有し、高齢者虐待の未然防止及びサービスの質の向上に努めます。

#### (2) 虐待防止検討委員会の設置

- ① 事業所は、高齢者虐待の防止及び早期発見並びに再発防止を推進するため、「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- ② 委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）とする。担当者は委員会の運営、職員への周知及び関係機関との連携等を統括する。
- ③ 委員会は、管理者をはじめ、必要に応じて看護職員、介護支援専門員その他関係職員により構成する。
- ④ 委員会は、定期的（年2回以上）に開催するほか、虐待事案又は虐待が疑われる事案が発生した場合その他必要と認められる場合に随時開催する。
- ⑤ 委員会の開催にあたっては、感染症対策委員会、身体拘束等適正化委員会その他事業所内の会議体と一体的に開催することができる。
- ⑥ 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。
  - ア 高齢者虐待防止に関する指針及び各種規程の整備に関すること
  - イ 高齢者虐待防止のための職員研修及び啓発活動に関すること
  - ウ 虐待等に関する相談・報告体制の整備及び周知に関すること
  - エ 虐待等の早期発見及び発生防止のための取組に関すること
  - オ 虐待等が発生した場合の事実確認、原因分析及び再発防止策に関すること
  - カ 虐待等が疑われる事案を把握した場合の行政機関への通報及び関係機関との連携に関すること
  - キ 再発防止策の実施状況及びその効果の評価に関すること
  - ク その他、高齢者虐待の防止に関する重要事項

### (3) 職員研修の実施

- ① 事業所は、高齢者虐待の防止及び権利擁護に関する知識の習得並びに意識の向上を図るため、全ての職員を対象とした研修を定期的実施する。
- ② 研修内容は、法令及び制度の理解に加え、高齢者虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応に必要な知識及び技術の習得を目的とし、次の事項を含むものとする。
  - ア 高齢者虐待防止法の基本的な考え方及び関係法令の理解
  - イ 利用者の権利擁護及び尊厳の保持に関する理解
  - ウ 高齢者虐待の種類、発生要因及び発生リスクに関する理解
  - エ 虐待の早期発見の視点及び虐待が疑われる場合の対応方法
  - オ 事実確認、報告、通報及び記録に関する手順
  - カ 虐待発生時の再発防止策及び組織的な対応方法
  - キ 成年後見制度その他の権利擁護制度に関する理解
- ③ 研修は年1回以上実施するとともに、新規採用職員に対しては採用時に必ず実施する。また、必要に応じて追加研修を実施する。
- ④ 研修の実施にあたっては、開催日時、実施方法、研修内容、出席者等を記録し、関係資料とともに適切に保存する。
- ⑤ 事業所は、研修の実施を通じて職員の虐待防止に対する意識向上及び知識の定着を図り、高齢者虐待の防止及び権利擁護の推進に努める。

### (4) その他の取り組み

- ① 事業所は、利用者の尊厳の保持及び権利擁護の観点から、サービス提供状況を定期的に点検し、高齢者虐待につながるおそれのある不適切なケアの早期発見及び改善に努める。
- ② 事業所は、職員の心身の健康保持及び働きやすい職場環境の整備を推進し、職員のストレスや負担の軽減に努めるとともに、相談しやすい職場づくりに取り組む。
- ③ 事業所は、高齢者虐待の防止に関する意識向上を図るため、職員間の情報共有及び相互確認を推進し、風通しの良い組織風土の醸成に努める。

#### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案を把握した場合には、速やかに事実確認を行うとともに、利用者の安全確保及び権利擁護を最優先として対応する。
- (2) 虐待等が発生した場合は、速やかに管理者及び担当者へ報告し、関係職員による情報共有を行うとともに、必要に応じて市区町村その他関係機関へ報告又は通報を行う。
- (3) 虐待等の事実が確認された場合は、その要因の分析を行い、再発防止のための改善策を検討し、継続的な再発防止に努める。
- (4) 客観的な事実確認の結果、虐待を行った者が職員であった場合は、役職、職種又は雇用形態の如何を問わず、就業規則その他関係規程に基づき厳正に対処する。
- (5) 緊急性の高い事案については、行政機関、地域包括支援センター、警察その他関係機関と連携し、被虐待者の生命、身体及び権利の保護を最優先として対応する。
- (6) 虐待等に関する対応経過及び実施した措置については、適切に記録し、再発防止及び組織的な改善活動に活用する。

#### 5 職員の責務

- (1) 職員は、高齢者虐待が高齢者の尊厳を著しく侵害する重大な人権侵害であることを認識し、利用者の権利擁護及び虐待防止に努めなければならない。
- (2) 職員は、日頃から利用者の心身の状態、生活環境及び家族関係等の把握に努め、高齢者虐待の早期発見及び未然防止に努めるものとする。
- (3) 職員は、利用者に対し適切なケアを提供するとともに、虐待につながるおそれのある不適切なケアの防止及び改善に努めなければならない。
- (4) 職員は、虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに担当者又は管理者へ報告しなければならない。
- (5) 担当者及び管理者は、報告内容について速やかに事実確認を行い、必要に応じて区市町村その他関係機関へ報告又は通報を行うものとする。
- (6) 職員は、高齢者虐待防止に関する研修及び事業所の取組に積極的に参加し、高齢者虐待防止に関する知識及び意識の向上に努めるものとする。

## 6 指針の閲覧及び公表

- (1) 本指針は、利用者及びその家族その他関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に備え付けるものとする。
- (2) 本指針は、事業所のホームページへの掲載その他適切な方法により公表し、利用者及びその家族等に周知するものとする。
- (3) 事業所は、本指針の内容について職員へ周知徹底し、高齢者虐待防止に関する意識の向上及び取組の推進に努めるものとする。

附則 本指針は、令和6年6月1日から施行する。

令和8年4月1日（改定）